

別表1
有資格者名簿に登録されている者と同等であることの認定を受けるための書類

NO	提出書類	対象	摘要
1	暴力団排除に関する誓約書（兼同意書） （原本）	・全業者	・ 指定様式「暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）」に必要事項を記入，押印
2	使用印鑑届 又は 委任状 （兼使用印鑑届） （原本）		・ 申請内容に応じて，いずれか一方を提出 ・ 入札，契約の締結等を委任しない（本社で契約等すべてを行う）場合 指定様式「使用印鑑届」に必要事項を記入，押印 ・ 入札，契約の締結等を支店や営業所など代理人に委任する場合 指定様式「委任状（兼使用印鑑届）」に必要事項を記入，押印 ※ 複数の部門に同時に申請する場合で，部門により契約締結先が異なる場合は，契約締結先ごとに作成 ※ 今回の申請とは別の部門の有資格者名簿に登録されており，契約締結先が同じ場合は，その部門も含めて該当部門欄を記入
3	印鑑証明書 （写し可）		・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注） ※ 法人の場合は法務局で取得してください ※ 個人業者の場合は代表者について，住民登録のある市町村で取得してください （注）申請月から3か月とは申請日より前の3か月となります（以下同じ） （例：5月に申請する場合，証明日が2月1日以降のものであれば可）
4	納税証明書 （国税） （写し可）		・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注） ・ 法人の場合は様式「その3の3」 ・ 個人業者の場合は様式「その3の2」 ※ 所轄の税務署で取得してください
5	納税証明書 （岡山県税） （写し可）	・ 市内業者 ・ 準市内業者 ・ 岡山県内に本社又は委任先がある市外業者	・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注） ・ 岡山県の様式「納税証明書交付申請書」で，証明書の使用目的を「指名願添付・入札参加資格審査申請」，申請税目を「県徴収金等の滞納がないこと」で証明を受けたもの ※ 所轄の県民局で取得してください
6	滞納無証明書 （岡山市税） （写し可）	・ 市内業者 ・ 準市内業者	・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注） ・ 岡山市の様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの ・ 準市内業者の方は，委任先等（市内の支店又は営業所等）の内容で取得したもの ※ 各区市税事務所，地域センター等で取得してください
7	滞納無証明書 （代表者の岡山市税） （写し可）	本社の代表者が岡山市に住民登録をしている場合	・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注） ・ 岡山市の様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの ※ 各区市税事務所，地域センター等で取得してください ※ 個人業者で「No. 8 滞納無証明書（岡山市税）」と同じ内容となる場合は，提出不要
8	【市内業者のみ】 社会保険料納入証明書 （社会保険料） （写し可）	・ 法人の市内業者 ・ 職員数5人以上の市内個人業者	・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注） ・ 指定様式「社会保険料納入証明申請書」で証明を受けたもの ※ 所轄の年金事務所で取得してください（原則郵送による申請をお願いします） ※ 社会保険の適用を除外されている方は，指定様式「社会保険の適用事業所ではないことの申出書」を提出 （部門別提出書類一覧を参照）
9	商業登記事項証明書 （履歴事項全部証明書） （写し可）	法人	・ 申請月から3か月以内に取得したもの（注） ※ 法務局で「履歴事項全部証明書」を取得してください ※ 登記情報提供サービス（PDF形式）で出力した登記情報は不可